

## 子ども・子育て応援プランにおける「健やか親子21」の推進について（抜粋）

## プランに盛り込まれた指標

(具体的施策)

(今後5年間の目標)

## □母性健康管理対策の推進

医師等の指導事項を的確に伝達するための連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。

□乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）の推進（※）

507か所 → 1,500か所

(全国の市町村の約4割で実施)

病後回復期にある乳幼児の保育を、保育士等の派遣等を進め、充実する。

(平成16年度)

(平成21年度)

□虐待防止ネットワークの設置

1,243市町村 →

全市町村

関係機関等による発生予防、支援のための連携体制を整備する。

(今後5年間の目標)

□乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握

全市町村で実施

乳児健康診査について、休日健診の推進等により、受診率のさらなる向上を図るとともに、生後4か月に達するまでに新生児訪問や乳児健診のいずれにも接触のなかった全乳児の状況を把握するため、訪問調査を実施するなどの対策を全市町村で実施する。

□虐待対応のための協力医療機関の充実

全都道府県・指定都市で実施

児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。

(平成16年度)

(平成21年度)

□児童家庭支援センターの整備

51か所 → 100か所

(都道府県に2か所、指定都市に1か所程度設置)

地域に密着した虐待、非行などの相談・支援を行うセンターを整備する。

## □情緒障害児短期治療施設の整備

軽度の情緒障害を有する子どもの治療体制を整備するため、情緒障害児短期治療施設の全都道府県での設置を目指す。

## □小児慢性特定疾患対策の推進

小児慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患の医療費について、自己負担分の一部を補助するとともに、車いす等の日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスの推進を図る。

- (平成16年度) (平成21年度)
- 小児救急医療体制の推進** **221地区 → 404地区**
- 子どもの病気の緊急時に、夜間、休日でも適切な小児救急医療を提供するため、小児救急医療圏（404地区）をカバーする体制を全国に整備するとともに、保護者向けの夜間電話相談体制などの整備を進める。

- (今後5年間の目標)
- 小児科医師等の確保・育成** **小児科医師数が適正に配置された医療施設数の増加**
- かかりつけ医を持っている子どもの割合**  
**合 81.7%(12年) → 100%**
- 子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医療施設の役割分担と連携を推進し、小児科医師の適正な配置を図る。また、産科医師数の減少傾向に歯止めをかける。さらに、子どもが入院中も「子どもらしく生活」できるように小児医療を支える保育士の十分な確保を図る。

- 予防接種の推進** **予防接種の接種率向上**
- 定期の予防接種を円滑に受けられるような環境の確保に努め、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防を図る。

- 「食育」の推進** **取組を推進している市町村・保育所の割合 100%**
- 家庭はもとより、地域においては食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校、農林漁業者団体、食品関連事業者団体等関係機関の連携による取組の推進を図る。また、すべての保育所において、給食その他保育活動を通して「食育」を推進する。さらに、児童生徒が望ましい食習慣を身に付け、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう、小・中学校等で栄養教諭を活用した指導体制の整備や家庭と連携した取組の推進を図る。

- 子どもの生活習慣の改善** **肥満児の割合を減少傾向に**
- 〔14年度 10.6%〕
- 幼児健康診査等の機会や学校における定期健康診断等の機会を通じて、健康状態の把握や個別栄養指導等の実施により、肥満等健康課題を有する子どもに対する生活習慣の改善を図る。

- 喫煙防止対策の推進** **妊娠・育児中の両親の喫煙率の低下**
- 〔13年度 父親 35.9% 母親 12.2%〕
- 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及を図るなど、10代や妊婦などの喫煙防止対策を推進する。

□母乳育児の推進

母乳育児の割合を増加傾向に

〔12年度 44.8%〕

妊産婦健康診査や新生児訪問指導等において、助産師等と連携を図りつつ、母乳についての保健指導を実施すること等により、母乳育児を推進する。また、デパート等での授乳室の設置を進めるなど、授乳しやすい環境づくりを促進する。

□家庭内等における子どもの事故防止

対策に取り組んでいる市町村の割合

対策の推進

100%

乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組を推進する。

□子どものこころの健康支援の推進

子どものこころの健康に関する研修を

受けている小児科医、精神科医（子ど

もの診療に関わる医師）の割合

100%

児童思春期における心の問題に対応できる小児神経科、児童精神科等の医師、保健師等の養成を図るとともに、精神保健福祉センター、児童相談所等における専門相談の充実を図る。

□学校における心身の健康相談等の充実

児童生徒が学校生活を心身ともに健康で安全に送ることができるよう、養護教諭を活用しながら、地域保健と学校とが連携しつつ、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を充実する。

□思春期保健対策等の推進

思春期保健対策に取り組んでいる地方

自治体の割合 100%

10代の人工妊娠中絶率の低下

〔12年度 12.1(人口千対)〕

10代の性感染症罹患率の低下

〔12年度 性器クラミジア感染症 男子 196.0、女子 968.0(人口10万対)〕

思春期の人工妊娠中絶やH I V感染症を含む性感染症、薬物乱用問題に対応するため、学校や保健所等において、健康教育や電話相談等を行うことにより、性やH I V感染症を含む性感染症に関する正しい知識の普及及び薬物乱用対策の推進を図る。

□「いいお産」の普及

妊娠・出産について満足している者の割合 84.4%

(12年度) → 100%

安全で快適な出産環境により、妊娠・出産に満足し、その後の子育てが楽しいと感じられるような「いいお産」の普及を図る。

□周産期医療ネットワークの整備 (平成16年度) (平成21年度)  
28都道府県 → 全都道府県  
(平成19年度までに達成)

母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を確保する。

□不妊専門相談センターの整備 (平成16年度) (平成21年度)  
51都道府県市 → 95都道府県市  
(全都道府県・指定都市・中核市で設置)

不妊に悩む夫婦に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について相談できる体制整備を図る。

□特定不妊治療費助成事業の推進 87都道府県市 → 95都道府県市  
(全都道府県・指定都市・中核市で実施)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

□成育医療に関する全国的なネットワークの構築

成育医療を推進するため、小児・母子保健医療機関の全国的なネットワークを構築し、国立成育医療センターを拠点として、臨床・研究・情報発信等において、これら医療機関と連携・協力することによって、地域において質の高い成育医療を受けられる体制を整備する。